



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路の指定(二件)……………(都市整備局多摩)
- 建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課……………
- 建築基準法による道路位置の指定(二件)……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………(同)……………
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除…(環境局環境改善部化学物質対策課)……………
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………(同)……………

公告

- 東京都歯科技工士国家試験の実施……………
- …(福祉保健局医療政策部医療人材課)……………
- 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
- 平成二十二年度財務諸表に関する公告……………(地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター)……………

告示

東京都告示第千四百九十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年十月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

伊藤 達也

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第四号の規定による道路	平成二十三年九月十四日	国立市大字谷保字寺ノ下二丁目、同番三、二、同番三十九番一の一部、同番一地先、二、同番一、二、同番二、同番三、同番四、同番五、同番六、同番七、同番八、同番九、同番十、同番十一、同番十二、同番十三、同番十四、同番十五、同番十六、同番十七、同番十八、同番十九、同番二十、同番二十一、同番二十二、同番二十三、同番二十四、同番二十五、同番二十六、同番二十七、同番二十八、同番二十九、同番三十、同番三十一、同番三十二、同番三十三、同番三十四、同番三十五、同番三十六、同番三十七、同番三十八、同番三十九、同番四十、同番四十一、同番四十二、同番四十三、同番四十四、同番四十五、同番四十六、同番四十七、同番四十八、同番四十九、同番五十、同番五十一、同番五十二、同番五十三、同番五十四、同番五十五、同番五十六、同番五十七、同番五十八、同番五十九、同番六十、同番六十一、同番六十二、同番六十三、同番六十四、同番六十五、同番六十六、同番六十七、同番六十八、同番六十九、同番七十、同番七十一、同番七十二、同番七十三、同番七十四、同番七十五、同番七十六、同番七十七、同番七十八、同番七十九、同番八十、同番八十一、同番八十二、同番八十三、同番八十四、同番八十五、同番八十六、同番八十七、同番八十八、同番八十九、同番九十、同番九十一、同番九十二、同番九十三、同番九十四、同番九十五、同番九十六、同番九十七、同番九十八、同番九十九、同番百	延長 一八三九・八〇 幅員 六・〇〇 八・〇〇

指定に係る道路の位置

国立市大字谷保字寺ノ下二丁目、同番三、二、同番三十九番一の一部、同番一、二、同番二、同番三、同番四、同番五、同番六、同番七、同番八、同番九、同番十、同番十一、同番十二、同番十三、同番十四、同番十五、同番十六、同番十七、同番十八、同番十九、同番二十、同番二十一、同番二十二、同番二十三、同番二十四、同番二十五、同番二十六、同番二十七、同番二十八、同番二十九、同番三十、同番三十一、同番三十二、同番三十三、同番三十四、同番三十五、同番三十六、同番三十七、同番三十八、同番三十九、同番四十、同番四十一、同番四十二、同番四十三、同番四十四、同番四十五、同番四十六、同番四十七、同番四十八、同番四十九、同番五十、同番五十一、同番五十二、同番五十三、同番五十四、同番五十五、同番五十六、同番五十七、同番五十八、同番五十九、同番六十、同番六十一、同番六十二、同番六十三、同番六十四、同番六十五、同番六十六、同番六十七、同番六十八、同番六十九、同番七十、同番七十一、同番七十二、同番七十三、同番七十四、同番七十五、同番七十六、同番七十七、同番七十八、同番七十九、同番八十、同番八十一、同番八十二、同番八十三、同番八十四、同番八十五、同番八十六、同番八十七、同番八十八、同番八十九、同番九十、同番九十一、同番九十二、同番九十三、同番九十四、同番九十五、同番九十六、同番九十七、同番九十八、同番九十九、同番百

番三及び千四百三十三番二の各一部、同番二地先、大字谷保字ノ下千六百五十七番一の一部、同番一、同番二及び千六百五十九番から千六百六十一番までの各一部及び同番地先並びに千六百六十二番から千六百六十九番までの各一部、同番地先、同番地先及び同番地先並びに千六百七十六番から千六百七十八番までの各一部及び同番地先並びに千六百七十九番及び千六百八十番の各一部、同番地先並びに千六百八十一番から千六百八十六番までの各一部及び同番

●東京都告示第千四百九十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

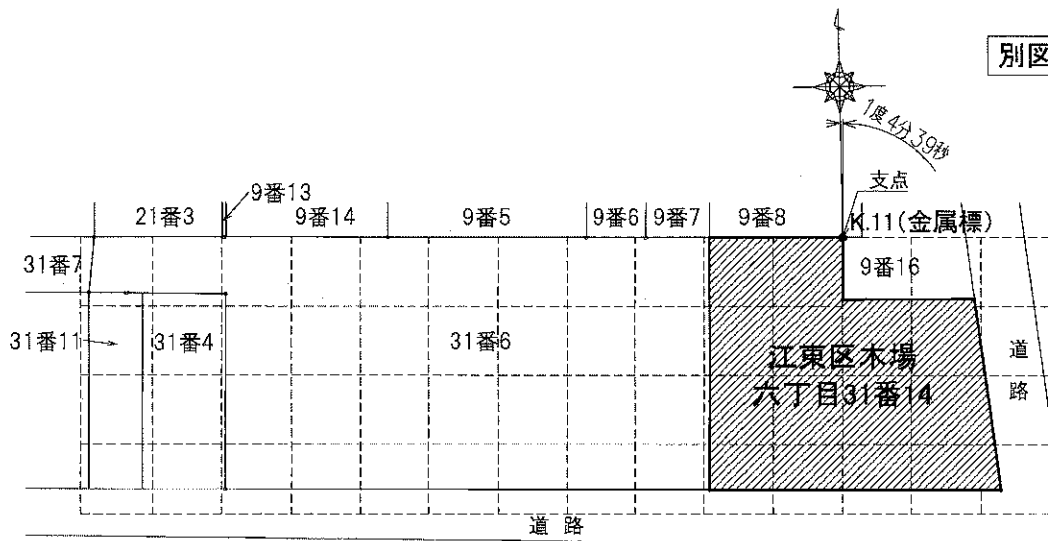
平成二十三年十月二十五日

東京都知事 石原 慎太郎

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区木場六
丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準
に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合
物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【支 点】
支点は、江東区木場六丁目31番14の
測量点 (K.11金属標) とする。

【格子の回転角度】 1度4分39秒
格子の回転角度は、支点を通り、東西
方向及び南北方向に引いた線並びに
これらと平行して10m間隔で引いた線
により形成されている格子を、支点を
中心として右回りに回転させた角度を
示す。

- 凡 例
- : 形質変更時要届出区域
 - : 筆境界
 - : 敷地境界
 - : 単位区画境界線